

公 告

令和 8 年 9 月 2 9 日

航空自衛隊
美保基地司令
(公印省略)

鳥取県境港市小篠津町 2 2 5 8 番地に所在する航空自衛隊美保基地において、展示即売会を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 設置方法

国有財産法第 1 8 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

3 販売品目、設置場所及び区画

- (1) 販売品目
 - ア 酒類の提供（飲酒）
 - イ 食品（キッチンカー）

※下表により判断し難い品目については、官側にて審議する。

販売品目	販売可能品等（例）	販売不可品等（例）
酒類の提供（飲酒）	日本酒及びビール等の <u>提供</u>	日本酒及びビール等の <u>販売</u> （贈答用含む。）
食品（キッチンカー）	軽食類、おつまみ類、菓子類	飲料水、アルコール類、弁当、パン及びおにぎり

(2) 設置場所及び区画

ア 酒類の提供（飲酒）

航空自衛隊美保基地厚生センター内において、1区画3.3㎡（2.2m×1.5m）を基準とし、最大2区画までとする。

イ 食品（キッチンカー）

航空自衛隊美保基地厚生センター入口付近（屋外）において、1区画21.6㎡（6.0m×3.6m）とする。

4 設置期間

令和9年3月1日（月）から令和9年3月31日（水）の期間（土日祝日を除く。）内とする（1者につき、1日から数日の設置を基準。）。

5 募集要項等の配布等

(1) 期間

令和8年9月29日（火）から同年10月9日（金）まで

(2) 場所

ア 航空自衛隊美保基地 第3輸送航空隊 基地業務群業務隊 厚生班事務室
（土日祝日を除く、9時～16時までの間）

イ 美保基地ホームページ（ダウンロード）

6 業者説明会（募集要項、仕様書等説明会）

(1) 日 時 令和8年10月13日（火）15時00分から

(2) 場 所 航空自衛隊美保基地 厚生センター 多目的室

(3) 携 行 品 身分証明書（顔写真付）、募集要項及び仕様書（既配布資料を持参して下さい。）

(4) 参加者通知 令和8年10月9日（金）15時までに①業者名②出席者氏名（最大1名基準）③連絡先を第6項第1号イのあて先までご連絡ください。

なお、本説明会に参加されない方は、公募に参加できません。

7 その他

細部は、「募集要項」及び「仕様書」による。

8 問い合わせ先

〒684-0053

鳥取県境港市小篠津町2258番地 航空自衛隊美保基地

第3輸送航空隊 基地業務群業務隊 厚生班 展示即売会公募担当

TEL 0859-45-0211（内線276）